

環境影響評価書案

—第二多摩川原橋(仮称)有料道路建設事業—

昭和64年1月

東京都道路公社

1. 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

東京都道路公社理事長 白賀 忠義

東京都港区南青山1丁目2番19号101

1-2 対象事業の名称

第二多摩川原橋（仮称）有料道路建設事業

〔対象事業の種類：道路の新設〕

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、府中都市計画道路2等大路第2類第12号線（以下府中2・2・12号線という。都市計画道路については同じ表現とする。）及び多摩1・2・2号線のうち東京都稲城市大字東長沼地内の主要地方道町田調布線（以下町田調布線という。）を起点に、同府中市押立町3丁目地内の府中2・1・5号線を終点とする区間の1部を都市計画変更し、約1.8 kmの道路を新設するものである。

当該道路は道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線、設計速度60km/時）である。

道路構造は起点より平面街路築造部約880m（堀割部併設：稲城市側）、橋梁取付部約200m（稲城市側）、橋梁部約500m、橋梁取付部約220m（府中市側）、中央自動車道取付部約400m（府中市側）で構成される。なお、府中市側に料金所が設けられている。

この道路は稲城市側で多摩1・3・1号線（川崎街道）、JR東日本南武線（以下JR東日本はJRという。）、多摩2・2・2号線と立体で交差し、府中市側の橋梁取付部の一部は中央自動車道富士吉田線（以下中央自動車道という。）と連結する。

事業の工程は表1-3に示すとおりであり、供用開始を昭和70年度に予定している。

表1-3 事業工程表

工事内容\年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
用地取得							
橋梁架設工事							
道路立体化工事							
一般街築工事							

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-4 に示すとおりである。

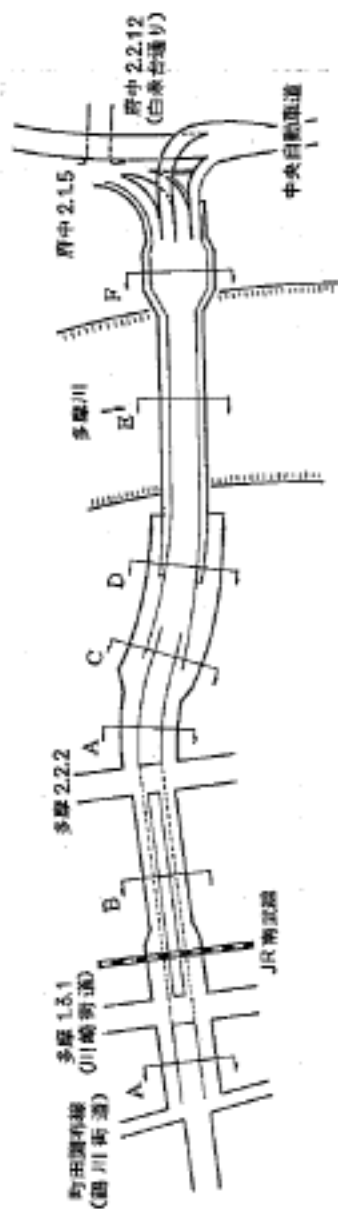
表1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論（その1）

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1.大 気 汚 染	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う環境への影響は、一酸化炭素、二酸化炭素及び二酸化硫黄とも、環境基準を下回るため少ないと考える。
2.騒 音	工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める基準を下回るため環境への影響は少ないと考える。また、低騒音型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は、一部の時間帯において環境基準を上回るが、各時間帯の内訳を見ると概ね下回る。 本事業を進めるにあたっては、沿道利用との調和を考慮した諸対策を講じ、周辺地域の環境保全に努める。
3.振 動	工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める基準を下回るため環境への影響は少ないと考える。また、低振動型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、法に定める要請限度を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
4.低周波空気振動	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う低周波空気振動は、都市部の日常生活の中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあるため、環境への影響は少ないと考える。
5.水 質 汚 濁	工事の施行中の多摩川橋梁部基礎工事では、築島を設けたケーソン工法の採用により、濁水の発生を最少とするため、河川の水質への影響は少ないと考える。
6.地 形 ・ 地 質	掘削部工事の施行中における地盤の変形、不圧地下水及び周辺井戸への影響は、施工方法等を工夫することにより、ないものとする。工事の完了後の掘削部構造物による不圧地下水への影響は、掘削深さ（約 0～8m）と地下水位（5～7m）の関係及び透水性からないものとする。 万一、本事業の実施により周辺井戸等に影響が及ぶと認められた場合には、「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領の制定について」に基づき対処する。
7.陸 上 植 物	工事の実施に伴い、植物の生育基盤は若干減少するが、周辺に同様な基盤が広く分布している。また、天然記念物や学術的に重要と考えられる種及びその植生域は存在しないため、陸上植物への影響は少ないと考える。
8.陸 上 動 物	工事の実施に伴い動物（鳥類、昆虫類等）の生息基盤は若干減少するが、同様な生息基盤が広く分布している。また、天然記念物や学術的に重要と考えられる種及びその生息域は存在しないため、陸上動物への影響は少ないと考える。

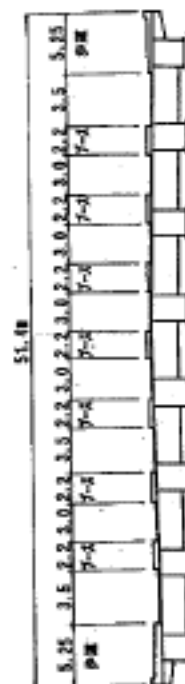
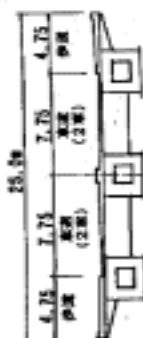
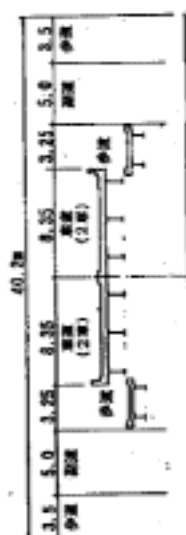
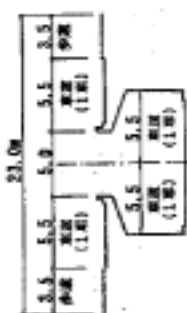
表1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論（その2）

予測・評価項目	評 価 の 結 論
9. 水 生 生 物	多摩川橋梁部基礎工事による影響は築島内に限定され、その影響が周辺水域に及ぶおそれはなく、築島工事に伴って発生する濁水は、極めて一時的であり、かつ微少なものであるため、水生生物への影響は少ないと考える。
10. 日 照 阻 害	計画路線により新たに生ずる日陰時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日陰時間を下回るため、環境への影響が少ないと考える。
11. 電 波 障 害	一部の地域で遮へい障害の発生することが予測されるが、この影響については「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づく共同受信システムなどの対策により、解決することができると考える。
12. 景 観	計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化を図り、橋梁の形状や色彩に検討を加え、周辺の地形や景観に適合するよう十分に配慮するため、地域景観並びに代表的な眺望地点からの眺望に与える影響は少ないと考える。

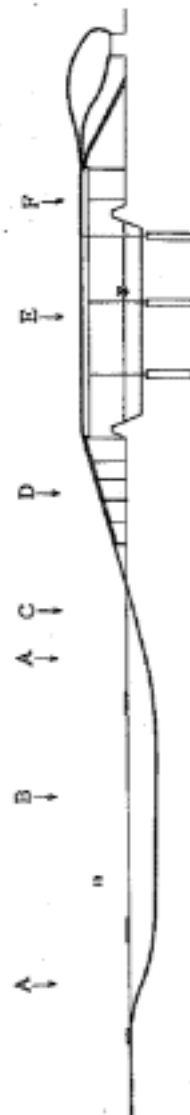
平面图



橫斷面



轴测图



鳥瞰圖

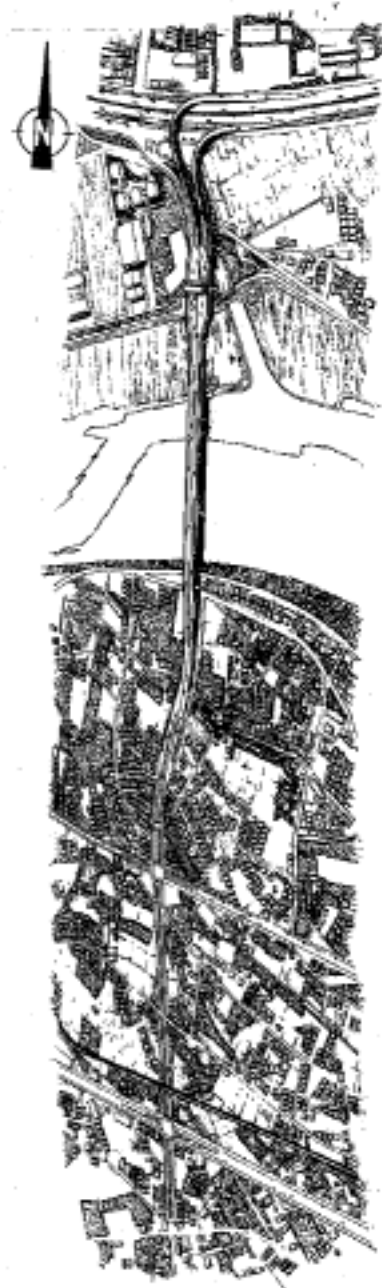


图2-2-2 第二多摩川原橋（仮称）有料道路計画図